

令和 7 年 10 月 21 日

基礎的電気通信役務支援機関

TCA一般社団法人電気通信事業者協会
Telecommunications Carriers Association

第二号基礎的電気通信役務制度に係る

「第二種交付金の額及び交付方法」並びに「第二種負担金の額及び徴収方法」 に関する総務大臣への認可等の申請について

第二号基礎的電気通信役務制度は、人口減少に伴う採算性の悪化、離島・山間地等の地理的条件の地域差に端を発し、光ファイバ基盤の維持が今後課題となることを踏まえ令和 4 年の電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）の改正により創設されたもの。

認可等の申請は、今回が初めてとなります。

一般社団法人電気通信事業者協会（会長 島田 明）は、令和 7 年 10 月 20 日、第二号基礎的電気通信役務を支援するため、10 月 16 日開催の支援業務諮問委員会（委員長 岡田 羊祐 成城大学 社会イノベーション学部 教授）の答申を受け、総務大臣に対して次のとおり認可と許可の申請を行いました。

（１）令和 8 年度の第二種交付金の額及び交付方法に関する認可申請

電気通信事業法第 110 条の 4 第 1 項及び第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和 7 年総務省令第 16 号）（以下「算定等規則」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づく総務大臣の認可を受けるための申請（[別添 1](#)）。

（２）令和 8 年度の第二種負担金の額及び徴収方法に関する認可申請

電気通信事業法第 110 条の 5 第 2 項及び算定等規則第 23 条第 1 項の規定に基づく総務大臣の認可を受けるための申請（[別添 2](#)）。

（３）算定等規則第 3 条に基づく許可申請

令和 8 年度の第二種負担金の額の算定及び徴収方法に関し、算定等規則第 3 条の規定に基づく特別の理由がある場合において同規則の規定によらないことの総務大臣の許可を受けるための申請（[別添 3](#)）。

1 交付金関係のポイント

(1) 令和8年度の交付金の額

第二種適格事業者（注1）	令和8年度の第二種交付金の額
N T T 東日本株式会社	1 4 3, 4 8 7, 1 4 2 円
N T T 西日本株式会社	5, 0 9 4, 9 8 7 円
株式会社 Z T V（注2）	0 円
計	1 4 8, 5 8 2, 1 2 9 円

（注1）令和8年3月31日、電気通信事業法第110条の3第1項の規定に基づき総務大臣により3社が指定された。第二種適格事業者は、算定等規則第5条第1項により算定する第二種交付金の交付の対象となる。

（注2）株式会社ZTVについては、令和6年度における第二号基礎的電気通信役務の収支が黒字であったこと、交付金算定の対象となる担当支援区域がなかったことから、第二種交付金の額は0円となった。

(2) 令和8年度の第二種交付金の交付の方法

① 第二種交付金の通知

算定規則第25条第1項の規定に基づき総務大臣が負担事業者ごとに算出する（第二種負担金の額の対象となる）算定対象回線数（令和8年3月末の回線数）を弊協会が受領してから2週間以内に、第二種交付金の交付対象である各第二種適格電気通信事業者に対して通知する。

② 第二種交付金の交付期限

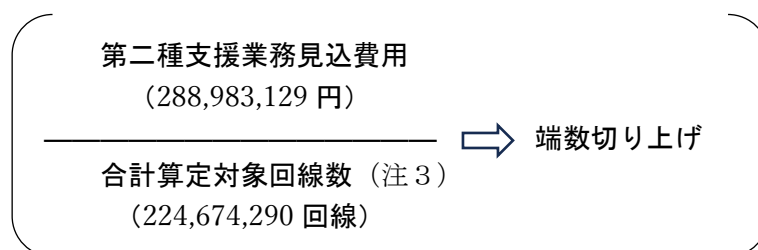
上記①の通知から40日を経過した後の最初の営業日まで

2 負担金関係のポイント

(1) 令和8年度の負担金の額

① 申請回線単価

令和8年度において第二種負担金を負担する事業者（電気通信事業法第110条の5第1項の「高速度データ伝送役務提供事業者」。以下「負担事業者」という。）から徴収する負担金の1回線あたりの単価 2円



（注3）合算算定対象回線数は、下記3の許可申請のとおり算定等規則によらず、令和7年

6 月末時点の負担事業者の算定対象回線数の合計数を用いている。

② 負担事業者ごとの第二種負担金の額（年額）

$$\text{申請回線単価 2 円} \times \left(\text{令和 8 年 3 月末における負担事業者ごとの算定対象回線数（注 4）} \right)$$

（注 4）下記 3 の許可申請のとおり算定等規則によらず、令和 8 年度の負担金の徴収は年 1 回、令和 8 年 3 月末における各負担事業者の算定対象回線数を基に負担金の徴収を行うこととした。

③ 負担事業者

98 社 （詳細は認可申請書（別紙 2）の別表）

（2）令和 8 年度の第二種負担金の徴収方法

① 第二種負担金の通知

算定規則第 25 条第 1 項の規定に基づき総務大臣が負担事業者ごとに算出する第二種負担金の額の対象となる算定対象回線数（令和 8 年 3 月末の回線数）を支援機関が受領してから 2 週間以内に、負担事業者に対して通知する。ただし、納付すべき第二種負担金の額が 0 円の事業者を除く。

② 第二種負担金の納付期限

上記①の通知の日から一月を経過した後の最初の営業日まで。

③ 延滞金の徴収

納付期限までに第二種負担金が納付されない場合は、納付期限の翌日から納付する日までの日数日につき 1 万分の 4 の割合を乗じた延滞金を請求するものとする（電気通信事業法第 110 条の 5 第 2 項の規定において読み替えて準用する同法第 110 条第 5 項及び算定等規則第 30 条）。

3 算定等規則第 3 条に基づく許可申請*のポイント

（*） 算定等規則第 3 条に基づく許可申請は、第二種負担金の額の算定方法や同負担金に関して特別な理由がある場合において、総務大臣の許可を受けて、その必要の限度において同規則の規定によらないことができるもの。

（1）申請回線単価の算定に用いる合算算定対象回線数

令和 8 年度の第二種負担金の算定にあたって算定等規則第 25 条第 1 項の規定に基づき総務大臣から弊協会に通知された算定対象回線数は、令和 7 年 6 月末の回線数のみである（別紙 2 の申請書の資料 2）。同規則第 24 条第 2 項及び同附則第 3 項によれば、合算算定対象回線数は、この 12 倍の回線数となる。ところが、その回線数を基に回線単価を算定して同規則のとおり負担金を（毎月）徴収すると徴収額が過大**になる弊害が生じる。そこで算定等規則第 3 条に基づき、これらの規定によらず令和 7 年 6 月末の一月分の回線数を用いるよう許可申請を行った（上記 2（1）①関係）。

（**） 令和 8 年度の第二種支援業務見込費用の約 9 倍の水準。

（2）令和 8 年度の負担金の徴収は年 1 回のみ

算定等規則によれば、同第 25 条第 1 項により総務大臣から毎月通知される算定対象回線数を基に毎月負担金を徴収することとなる。しかし、（1）のように、令和 8 年度にこのとおり

徴収を行うと徴収額が過大になるため、これらの規定によらず徴収は年1回とし、負担事業者の事務コスト等を考慮して令和8年3月末における各負担事業者の算定対象回線数を基に負担金の徴収を行うよう、同規則第3条に基づき許可申請を行った（上記2（1）②関係）。

関連する内容につきまして、弊協会のホームページにも掲載しております。

<https://www.tca.or.jp/broadband-universalservice.html>

第二種交付金の額及び交付方法認可申請書

T C A 支 - B 0 0 4
令和 7 年 1 0 月 2 0 日総 務 大 臣
村上 誠一郎 殿

郵便番号	1 0 1 - 0 0 5 2 とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ
住 所	東京都千代田区神田小川町一丁目 1 0 興信ビル 2 F いっばんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい
名称及び代表者の氏名	一般社団法人電気通信事業者協会 かいちょう しまだ あきら 会長 島田 明

電気通信事業法第 110 条の 4 第 1 項の規定により、第二種交付金の額及び交付方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 第二種交付金の額

第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和 7 年総務省令第 16 号。以下「算定等規則」という。）第 5 条の規定により次の (2) から (4) までのとおり算定した交付金の額は「1 4 8, 5 8 2, 1 2 9 円」となる。

- ・ N T T 東日本株式会社 1 4 3, 4 8 7, 1 4 2 円
- ・ N T T 西日本株式会社 5, 0 9 4, 9 8 7 円
- ・ 株式会社 Z T V 0 円

第二種適格電気通信事業者ごと、支援区域ごとの算定は【別表 1】のとおり。

(1) 一般支援区域に係る第二種交付金

各第二種適格電気通信事業者の令和 6 年度の第二号基礎的電気通信役務の提供に要した費用の額は、いずれの者にあっても同年度の同提供により生じた収益の額を上回っていない（注 1）。したがって、電気通信事業法第 107 条第二号の規定により（前年度の第二号基礎的電気通信役務の提供に要した費用の額が当該前年度の第二号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額を上回る第二種適格電気通信事業者ではないので）、いずれの者も一般支援区域に係る第二種交付金の交付対象の事業者とはならない。ついては、一般支援区域に係る第二種交付金の額の算定は行わない。

（注 1） 各第二種適格電気通信事業者の令和 6 年度の第二号基礎的電気通信役務の提供に

要した費用の額及び収益の額については、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令 第 25 号。以下「施行規則」という。）第 40 条の 4 の 6 第 1 項第一号の規定により各第二種適格電気通信事業者が公表している第二号基礎的電気通信役務収支表の第一表（資料 1 ～ 3）による。収支の概要を【別表 2 － 1】に示す。

（参考 1）電気通信事業法第 107 条第二号（抜粋）

第百十条の二第一項に規定する一般支援区域に係る交付金にあつては、当該交付金の額を算定する年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この節において同じ。）の前年度の第二号基礎的電気通信役務の提供に要した費用の額が当該前年度の第二号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額を上回る当該第二種適格電気通信事業者に対して当該上回る額を限度として交付するものに限る。

(2) 特別支援区域のうち算定等規則第 5 条第 1 項第二号イにより算定される単位区域（次の(3)の単位区域を除く単位区域）に係る第二種交付金

- ① 該当する単位区域として第二種適格電気通信事業者から届出があつた担当支援区域は、いずれの者においても第二号基礎的 F T T H アクセスサービス（施行規則第 14 条の 3 第 1 項第一号に掲げるもの）に係るもののみである。
- ② 各第二種適格電気通信事業者の第二号基礎的電気通信役務収支表中、第二号基礎的 F T T H アクセスサービス（施行規則第 14 条の 3 第 1 項第一号に掲げるもの）に係る営業費用の額から営業収益の額を控除して得た額はいずれも零未満となっている。したがって、算定等規則第 5 条第 3 項の規定により、いずれの者についても算定等規則第 5 条第 1 項第二号イの規定により算定する当該役務に係る額は零（0 円）となる（交付金の額＝0 円）。

（参考 2）算定等規則第 5 条第 3 項

第一項第二号イの規定により算定する役務ごとの額は、前項に規定する控除して得た額が零未満となるときは、同号イの規定にかかわらず、役務ごとにそれぞれ零とする。

(3) 特別支援区域のうち算定等規則第 5 条第 1 項第二号ロにより算定される単位区域（施行規則第 40 条の 8 の 5 第 2 項各号のいずれかに該当するもの（電気通信事業法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 70 号）の施行日（令和 5 年 6 月 16 日）において当該各号のいずれかに該当するものに限る。）に係る第二種交付金

（参考 3）施行規則第 40 条の 8 の 5 第 2 項（抜粋）

- 一 当該単位区域における電気通信回線設備の規模が第四十条の六の二第二項に規定する規模が（注 100 分の 50）を超えない場合
- 二 当該単位区域において設置される第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備を所有する者が地方公共団体である場合

- ① 該当する単位区域として第二種適格電気通信事業者から届出があった担当支援区域は、いずれの者においても第二号基礎的ＦＴＴＨアクセスサービスに係るもののみである。該当する単位区域として届出があった単位区域数は次の表１のとおり。

また、該当する単位区域として届出があった担当支援区域における放送役務と共用している回線数（算定等規則第１５条第６項、同第１６条第３項関係）は次の表２のとおり。

表１ 算定等規則第５条第１項第二号ロにより算定される単位区域として届出があった担当支援区域数

	算定等規則第 5 条第 1 項第二号ロの単位区域数 （ＦＴＴＨアクセスサービスに係る単位区域）		計
	算定等規則第 15 条第 2 項第二号のイ、ロの別		
	イ 施行規則第 40 条の 8 の 5 第 2 項第一号に該 当する単位区域	ロ 施行規則第 40 条の 8 の 5 第 2 項第二号に該 当する単位区域	
N T T 東日本株式会社	3 2	3 1 7	3 4 9
N T T 西日本株式会社	2	3 2	3 4
株式会社 Z T V	なし	なし	なし
計	3 4	3 4 9	3 8 3

表２ 算定等規則第５条第１項第二号ロにより算定される単位区域として届出があった担当支援区域における放送役務と共用している回線数

	右の回線以外の回線数	放送役務と共用している 回線数	計
ＮＴＴ東日本株式会社	非開示		１０，６５１
ＮＴＴ西日本株式会社			１，０７７
計			１１，７２８

- ② ＮＴＴ東日本株式会社及びＮＴＴ西日本株式会社について、算定等規則第５条第１項第二号ロにより、第二種適格電気通信事業者ごとに同規則第７条にしたがって同規則第１４条から第１６条までの規定により算定した担当支援区域ごとの原価から、それぞれ同規則第１７条の規定により算定した当該担当支援区域ごとの収益の額を控除した額（その額が０以下の場合には０）を合計して算定した。

なお、地方公共団体が所有する電気通信設備を用いて提供される第二号基礎的電気通信役務は考慮していない（算定等規則第５条第５項）。

算定の詳細は別紙のとおり。

(4) 第二号基礎的電気通信役務収支表の第二表との比較

(2) から (3) までによって算定した N T T 東日本株式会社及び N T T 西日本株式会社の算定額は、いずれも各社の第二号基礎的電気通信役務収支表の第二表における役務ごとの営業費用の額から営業収益の額をそれぞれ控除して得た額（【別表 2－2】）を超えていない。したがって、その合計額をもってそれぞれ交付金の額とした（算定等規則第 5 条第 4 項）。

- ・ N T T 東日本株式会社 1 4 3, 4 8 7, 1 4 2 円 < 9, 3 7 6, 1 0 0, 1 8 8 円
- ・ N T T 西日本株式会社 5, 0 9 4, 9 8 7 円 < 6, 6 4 1, 9 5 5, 0 0 5 円

（参考 4）算定等規則第 5 条第 4 項

前三項の規定により算定する額の役務ごとの合計額は、当該合計額が第二号基礎的電気通信役務収支表の第二表における役務ごとの費用の額から収益の額をそれぞれ控除して得た額を超えるときは、当該各項の規定にかかわらず、役務ごとにそれぞれ当該控除して得た額に満たない額とする。

なお、いずれの第二種適格電気通信事業者も令和 7 年 3 月 31 日に第二種適格電気通信事業者に指定されているので、算定等規則第 19 条は適用されない。

2 交付方法

(1) 交付手段

第二種交付金の交付は銀行振込により行うものとする。

第二種交付金の銀行振込手数料は、同交付金を交付する支援機関（電気通信事業法第 106 条の規定により総務大臣から基礎的電気通信役務支援機関として指定された一般社団法人である当協会をいう。）が負うものとする。

(2) 第二種交付金の通知

算定等規則第 25 条第 1 項の規定に基づき総務大臣が高速データ伝送役務提供事業者ごとに算出する第二種負担金の額の対象となる算定対象回線数（令和 8 年 3 月末の回線数）を支援機関が受領してから 2 週間以内に第二種交付金の交付対象である各第二種適格電気通信事業者に対して、当該事業者に交付する上記 1 の第二種交付金の額を通知する。

(3) 第二種交付金の交付期限

上記(2)の通知から 40 日を経過した後の最初の営業日まで

(4) 第二種交付金の交付の特例

- ① 第二種交付金の交付期限までに算定等規則第 22 条 1 項に規定する事由が生じた場合は、同項の規定に基づき上記 1 の交付金の額を減額することができることとする。

この場合において、事由発生日以降に納付すべきであった第二種負担金の額の全部又は一部が納付されたときは、当該納付された額を算定等規則第 22 条 2 項の規定により按分した

額のうち第二種交付金の額となるべき額に対応する額を、第二種交付金として速やかに第二種適格電気通信事業者ごとに交付することとする。

- ② ①の場合において、前段の減額することができる額又は後段の第二種交付金として交付する額は、算定等規則第 22 条 3 項の規定により算定することとする。

算定した二以上の第二種適格電気通信事業者のそれぞれに交付すべき第二種交付金の額に 1 円未満の端数があるときは当該端数を四捨五入することとし、その結果交付すべき額の合計額が不足する場合には、交付すべき額が最も大きな第二種適格電気通信事業者に対して交付すべき額から当該不足分を減ずることで調整することとする。

(5) 第二種交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第二種交付金の交付に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであることを確認する。
- ② 当該口座からの振込先を各第二種適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証を強化することとし、予め特定された者による認証操作を要するものとする。
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。

算定の詳細

I. 原価の算定

1. 設備管理部門（算定等規則第 14 条）の原価の算定

担当支援区域ごとの第二号基礎的 F T T H アクセスサービスに係る次の A と B の額の合計額

A : 次の B 以外の設備の場合 $a_A + b_A + c_A + d_A$ (第 14 条第 2 項)

B : 放送役務と共用している設備の場合 $(a_B + b_B + c_B + d_B) \times 2 / 3$ (第 15 条第 6 項)

a : 第 14 条第 2 項第一号 施設保全費等 $(= a_A + a_B \times 2 / 3)$

b : 同 第二号 更新した設備の減価償却費 $(= b_A + b_B \times 2 / 3)$

c : 同 第三号 他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税
 $(= c_A + c_B \times 2 / 3)$

d : 同 第四号 その他既に設置されている設備に係る費用
 $(= d_A + d_B \times 2 / 3)$

(1) 上記 a の施設保全費等は以下のとおり算定されている。

① 原価の届出があった算定等規則第 15 条第 2 項第一号イ又はロに該当する単位区域は、いずれも令和 6 年度末において特別支援区域として指定されていたため、これらの単位区域については、同イ又はロ（１）の規定にかかわらず、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 72 号）の施行の日（令和 5 年 6 月 16 日）の翌日以後に第二号基礎的電気通信役務を提供するために新たに設置した、又は所有者であった地方公共団体から譲り受けた電気通信設備に係る費用を算定している（算定等規則附則第 2 項）。

② 除却損又は撤去費用は原価として算定していない（第 15 条第 2 項第二号）。

③ 第二号基礎的 F T T H アクセスサービスの提供に必要なとなる収容ルータに係る費用は原価として算定していない（第 15 条第 2 項第三号）。

④ 上記 a の計算において乗じる係数（第 14 条第 2 項第一号）は、接続約款における設備管理運営費比率を用いた（第 15 条第 2 項第四号）。

- (2) 上記 b の更新した設備の減価償却費は、該当する設備がなかったため原価として算定していない。
- (3) 上記 c の他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の額の計算は、第 15 条第 4 項の規定によっている。
- (4) 上記 d の既に設置されている設備に係る費用の計算は、第 14 条第 2 項第四号の規定によっている（総務大臣が認可した接続約款における接続料その他これに類する単価を用いて計算している）。
- (5) 電気通信設備を維持管理するための費用として地方公共団体から補助金その他の給付金の交付は受けていない（第 15 条第 5 項関係）。

2. 算定等規則第 16 条（設備利用部門）の原価の算定

担当支援区域ごとの第二号基礎的 F T T H アクセスサービスに係る次の C と D の額の合計額

- C : （次の D の設備以外の設備の場合） $e \times f$ （第 16 条第 2 項）
- D : （放送役務と共用している設備の場合） $e \times g \times 2 \div 3$ （第 16 条第 3 項）

e 全国平均利用部門原価

令和 6 年度における第二号基礎的電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動（第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の管理運営を除く。）に必要な費用（広告又は宣伝に係る費用を除き、算定等規則別表第四に掲げる電気通信設備及びこの附属設備等に対応する収益を得るために必要な費用に限る。）を平均回線数（※）で除した額（第 16 条第 2 項）

※ 令和 6 年度末の回線数と令和 5 年度末の回線数の合計を 2 で除して得た値

f : g 以外の回線数

g : 放送役務と共用している回線数

- (1) 上記 e の額の計算は、第 16 条第 2 項の規定によっている。
- (2) 上記 f 及び g の回線数は、第 16 条第 2 項の規定によっている（第 9 条第 3 項の規定により記録した該当する担当支援区域における該当する回線数と同数であ

る)。

Ⅱ. 収益の額の算定

担当支援区域ごとの第二号基礎的F T T Hアクセスサービスに係る次のE、F及びGの額の合計額（第17条第2項第一号）

E： （次のFの設備以外の設備の場合） $h \times f$ （第17条第2項第一号）

F： （放送役務と共用している設備の場合） $h \times g \times 2 / 3$ （第17条第2項第二号）

h： 全国平均収益額

令和6年度における第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの収益の額（算定等規則別表第四に掲げる電気通信設備及びこの附属設備等に対応する部分に限る。）を上記平均回線数で除して得た額

G： 担当支援区域において自ら所有する第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる海底ケーブル又は陸揚局を他の電気通信事業者又は電気通信事業以外の事業を営む事業者に使用させることにより第二号基礎的電気通信役務の提供に係る収益以外の収益を得ているときは、当該収益の額（第17条第2項第三号）

(1) 上記hの額の計算は、第17条第2項第1号の規定によっている。

第七条式による交付金の額の算定

	NTT東日本株式会社	NTT西日本株式会社
I. 原価 $A + B + C + D$ 算定等規則第14条（設備管理部門）の原価 $A + B$ A : 次のB以外の設備の場合 $a_A + b_A + c_A + d_A$ （第14条第2項） B : 放送役務と共用している設備の場合 $(a_B + b_B + c_B + d_B) \times 2 / 3$ （第15条第6項） a : 施設保全費等（第14条第2項第一号） b : 更新した設備の減価償却費（第14条第2項第二号）、除却費／撤去費用（第15条第2項第三号） c : 他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税（第14条第2項第三号） d : その他既に設置されている設備に係る費用（第14条第2項第四号） 算定等規則第16条（設備利用部門）の原価 $C + D$ C : $e \times f$ （第2項） D : $e \times g \times 2 / 3$ （第3項） e : 前事業年度における電気通信事業に属する活動に必要な費用を平均回線数で除した額 f : 当該担当支援区域における回線数のうち g 以外の回線数 g : 当該担当支援区域における回線数のうち放送役務と共用している回線数（第3項）	非開示	
II. 収益の額（算定等規則第17条） $E + F + G$ E : $h \times f$ （第一号） F : $h \times g \times 2 / 3$ （第二号） h : 全国平均収益額 G : 海底ケーブル又は陸揚局を使用させることによる第二号基礎的電気通信役務の提供以外の収益の額（第三号）		
I - II. 交付金の額	143,487,142 円	5,094,987 円

（注）端数のため合計（単位支援区域ごとに足し上げた額）と表の内訳が合わない場合がある。

令和 8 年度第二種交付金の額とその内訳

交付対象となる第二種適格電気通信事業者		交付金の額	説明箇所
算定方法（第 5 条第 1 項）		算定した額（円）	
NTT 東日本株式会社		143,487,142 円	
第一号（一般支援区域）		—	申請書本文 1 (1)
第二号（特別支援区域）		143,487,142	
イ（次の口を除く単位区域）		0	申請書本文 1 (2)
ロ（施行規則第 40 条の 8 の 5 第 2 項第二号の単位区域）		143,487,142	申請書本文 1 (3) 別紙 算定の詳細
NTT 西日本株式会社		5,094,987 円	
第一号（一般支援区域）		—	申請書本文 1 (1)
第二号（特別支援区域）		5,094,987	
イ（次の口を除く単位区域）		0	申請書本文 1 (2)
ロ（施行規則第 40 条の 8 の 5 第 2 項第二号の単位区域）		5,094,987	申請書本文 1 (3) 別紙 算定の詳細
株式会社 ZTV		0 円	
第一号（一般支援区域）		—	申請書本文 1 (1)
第二号（特別支援区域）		0	
イ（次の口を除く単位区域）		0	申請書本文 1 (2)
ロ（施行規則第 40 条の 8 の 5 第 2 項第二号の単位区域）		0	申請書本文 1 (3)
合計		148,582,129 円	
第一号（一般支援区域）		—	
第二号（特別支援区域）		148,582,129	
イ（次の口を除く単位区域）		0	
ロ（施行規則第 40 条の 8 の 5 第二号の単位区域）		148,582,129	

【別表 2】

【別表 2－1】 第二種適格電気通信事業者の第二号基礎的電気通信役務の収支（第 1 表）の概要

第二種適格 電気通信 事業者	役務の細目	営業費用① (円)	営業収益② (円)	①－② (円)
N T T 東日本 株式会社	F T T Hアクセス	359,918,392,072	516,808,929,572	△156,890,537,500
	C A T Vアクセス	－	－	－
	合計	359,918,392,072	516,808,929,572	△156,890,537,500
N T T 西日本 株式会社	F T T Hアクセス	309,069,422,031	383,796,765,478	△74,727,343,447
	C A T Vアクセス	－	－	－
	合計	309,069,422,031	383,796,765,478	△74,727,343,447
株式会社 Z T V	F T T Hアクセス	3,962,805,162	5,289,116,100	△1,326,310,936
	C A T Vアクセス	－	－	－
	合計	3,962,805,162	5,289,116,100	△1,326,310,936

【別表 2－2】 第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額等の概要

第二種適格 電気通信 事業者	役務の細目	全ての担当支援区 域における第二号 基礎的電気通信役 務の提供に要する と見込まれる費用 の額① (円)	全ての担当支援区 域における第二号 基礎的電気通信役 務の提供により生 ずると見込まれる 収益の額② (円)	①－② (円)
N T T 東日本 株式会社	F T T Hアクセス	21,582,207,100	12,206,106,912	9,376,100,188
N T T 西日本 株式会社	F T T Hアクセス	13,601,326,493	6,959,371,488	6,641,955,005
株式会社 Z T V	F T T Hアクセス	485,857,471	400,348,644	85,508,827

様式第38の2の3（第40条の4の5第1項第2号、第40条の5の2第1項第2号関係）

第二号基礎的電気通信役務収支表

事業者名 NTT東日本株式会社

2024年4月 1日から
2025年3月31日まで

(単位 円)

第1表 第14条の3第1項第1号、第2号及び第3号に掲げるもの

役務の細目	営業収益	営業費用			営業利益	摘要
			うち設備管理部門費用	うち設備利用部門費用		
1 第14条の3第1項第1号に掲げるもの	516,808,929,572	359,918,392,072	239,514,402,664	120,403,989,408	156,890,537,500	-
2 第14条の3第1項第2号に掲げるもの	-	-	-	-	-	-
3 第14条の3第1項第3号に掲げるもの	-	-	-	-	-	-
合 計	516,808,929,572	359,918,392,072	239,514,402,664	120,403,989,408	156,890,537,500	-

- 注1 設備管理部門とは、第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備及びその管理運営（開発、計画、設置、運用、保守、撤去及びその他の活動並びにこれらに付随する活動をいう。この様式において同じ。）に必要な資産及び費用並びに当該電気通信設備との接続及び当該電気通信設備の提供に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。
- 2 設備利用部門とは、第二号基礎的電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動（第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備及びその管理運営を除く。）に必要な資産及び費用並びに当該活動に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。
- 3 第二号基礎的電気通信役務と第二号基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する費用については、第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。
- 4 2以上の細目の電気通信役務に関連する費用については、第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。

第2表 第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額等

役務の細目	(1) 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額	(2) 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供により生ずると見込まれる収益の額	(3) (1)から(2)を減じた額
1 第14条の3第1項第1号に掲げるもの	21,582,207,100	12,206,106,912	9,376,100,188
2 第14条の3第1項第2号に掲げるもの	-	-	-
3 第14条の3第1項第3号に掲げるもの	-	-	-
合 計	21,582,207,100	12,206,106,912	9,376,100,188

- 注1 電気通信事業者が法第110条の3第1項の規定による指定を受けようとする場合には、この表は不要とする。
- 2 (1)の欄は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則(令和7年総務省令第16号)第5条第1項第2号ロに掲げる特別支援区域を同号イに掲げる特別支援区域とみなし、同令第9条第3項括弧書の規定を適用しないで同令第6条の規定に基づき算定した同条に掲げる原価の合計額を記載すること。
- 3 (2)の欄は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則第5条第1項第2号ロに掲げる特別支援区域を同号イに掲げる特別支援区域とみなし、同令第9条第3項括弧書の規定を適用しないで同令第6条の規定に基づき算定した、第40条の8の4第2号の規定に基づき総務大臣が告示する額に12を乗じた値に同令第6条各号に掲げる値を乗じて得た額を記載すること。

第二号基礎的電気通信役務収支表に関する注記

- (注)1. 第二号基礎的電気通信役務収支表の作成基準
本第二号基礎的電気通信役務収支表は、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)、及び第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則(令和7年 総務省令第 16号)に基づき、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第40条の5の2の定めにより総務大臣に提出するために作成しております。
2. 電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準
電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準については、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)、及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第40条の5の2第1項第4号の定めにより総務大臣に提出する基準に準拠して、それぞれの役務に配賦しております。

様式第38の2の3（第40条の4の5第1項第2号、第40条の5の2第1項第2号関係）

第二号基礎的電気通信役務収支表

事業者名 NTT西日本株式会社

2024年4月 1日から
2025年3月31日まで

(単位 円)

第1表 第14条の3第1項第1号、第2号及び第3号に掲げるもの

役務の細目	営業収益	営業費用			営業利益	摘要
			うち設備管理部門費用	うち設備利用部門費用		
1 第14条の3第1項第1号に掲げるもの	383,796,765,478	309,069,422,031	197,306,301,607	111,763,120,424	74,727,343,447	-
2 第14条の3第1項第2号に掲げるもの	-	-	-	-	-	-
3 第14条の3第1項第3号に掲げるもの	-	-	-	-	-	-
合 計	383,796,765,478	309,069,422,031	197,306,301,607	111,763,120,424	74,727,343,447	-

- 注1 設備管理部門とは、第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備及びその管理運営（開発、計画、設置、運用、保守、撤去及びその他の活動並びにこれらに付随する活動をいう。この様式において同じ。）に必要な資産及び費用並びに当該電気通信設備との接続及び当該電気通信設備の提供に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。
- 2 設備利用部門とは、第二号基礎的電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動（第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備及びその管理運営を除く。）に必要な資産及び費用並びに当該活動に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。
- 3 第二号基礎的電気通信役務と第二号基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する費用については、第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。
- 4 2以上の細目の電気通信役務に関連する費用については、第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。

第2表 第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額等

役務の細目	(1) 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額	(2) 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供により生ずると見込まれる収益の額	(3) (1)から(2)を減じた額
1 第14条の3第1項第1号に掲げるもの	13,601,326,493	6,959,371,488	6,641,955,005
2 第14条の3第1項第2号に掲げるもの	-	-	-
3 第14条の3第1項第3号に掲げるもの	-	-	-
合 計	13,601,326,493	6,959,371,488	6,641,955,005

- 注1 電気通信事業者が法第110条の3第1項の規定による指定を受けようとする場合には、この表は不要とする。
- 2 (1)の欄は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年総務省令第16号）第5条第1項第2号ロに掲げる特別支援区域を同号イに掲げる特別支援区域とみなし、同令第9条第3項括弧書の規定を適用しないで同令第6条の規定に基づき算定した同条に掲げる原価の合計額を記載すること。
- 3 (2)の欄は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則第5条第1項第2号ロに掲げる特別支援区域を同号イに掲げる特別支援区域とみなし、同令第9条第3項括弧書の規定を適用しないで同令第6条の規定に基づき算定した、第40条の8の4第2号の規定に基づき総務大臣が告示する額に12を乗じた値に同令第6条各号に掲げる値を乗じて得た額を記載すること。

第二号基礎的電気通信役務収支表に関する注記

(注)1. 第二号基礎的電気通信役務収支表の作成基準

本第二号基礎的電気通信役務収支表は、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）、及び第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年 総務省令第 16号）に基づき、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第40条の5の2の定めにより総務大臣に提出するために作成しております。

2. 電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準

電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準については、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）、及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第40条の5の2第1項第4号の定めにより総務大臣に提出する基準に準拠して、それぞれの役務に配賦しております。

様式第38の2の3(第40条の4の5第1項第2号、第40条の5の2第1項第2号関係)

第二号基礎的電気通信役務収支表

事業者名 株式会社ZTV

2024年4月1日から
2025年3月31日まで
(単位 円)

第1表 第14条の3第1項第1号、第2号及び第3号に掲げるもの

役務の細目	営業収益	営業費用			営業利益	摘要
			うち設備管理 部門費用	うち設備利用 部門費用		
1 第14条の3第1項 第1号に掲げるもの	5,289,116,100	3,962,805,162	2,587,744,026	1,375,061,136	1,326,310,938	
2 第14条の3第1項 第2号に掲げるもの	0	0	0	0	0	
3 第14条の3第1項 第3号に掲げるもの	49,868,110	263,817,055	251,961,632	11,855,423	△213,948,945	
合 計	5,338,984,210	4,226,622,217	2,839,705,658	1,386,916,559	1,112,361,993	

注記1 第二号基礎的電気通信役務収支表の作成基準

本第二号基礎的電気通信役務収支表は、電気通信事業法施行規則（昭和60年 郵政省令第5号）及び第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年 総務省令第16号）に基づいて作成している。

2 第二号基礎的電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準

第二号基礎的電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準については、電気通信事業法施行規則第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦している。

第2表 第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額等

役務の細目	(1) 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額	(2) 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供により生ずると見込まれる収益の額	(3) (1)から(2)を減じた額
1 第14条の3第1項第1号に掲げるもの	485,857,471	400,348,644	85,508,827
2 第14条の3第1項第2号に掲げるもの	0	0	0
3 第14条の3第1項第3号に掲げるもの	0	0	0
合計	485,857,471	400,348,644	85,508,827

第3表 交付金等

	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
1 交付金	0	0	0	
2 負担金	0	0	0	
計	0	0	0	

第二種負担金の額及び徴収方法認可申請書

T C A 支 - B 0 0 6

令和7年10月20日

総務大臣
村上 誠一郎 殿

郵便番号 101-0052

とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ

住 所 東京都千代田区神田小川町一丁目 10
興信ビル2F

いっぱんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい

名称及び代表者の氏名 一般社団法人電気通信事業者協会

かいちょう しまだ あきら

会長 島田 明

電気通信事業法第 110 条の 5 第 2 項において準用する同法第 110 条第 2 項の規定により、第二種負担金の額及び徴収方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 第二種負担金の額

(1) 高速度データ伝送役務提供事業者

別表の 98 事業者（令和 7 年 10 月現在）

(2) 高速度データ伝送役務提供事業者ごとの第二種負担金の額

① 第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年総務省令第16号。以下「算定等規則」という。）第3条の規定に基づく認可申請書（TCA支-B005（令和7年10月20日）（以下「3条許可申請書」という。別添資料1）別紙中1①及び総務省告示第316号（令和7年9月12日）第2条の規定にしたがって、高速データ伝送役務提供事業者ごとに算定する次の額とする。

$$\text{令和7年度の申請単価} \quad 2 \text{円/回線} \quad \times \quad \left[\begin{array}{l} \text{令和8年3月末における高速度データ} \\ \text{伝送役務提供事業者の算定対象回線数} \\ \text{(注)} \end{array} \right]$$

(注) 算定等規則第 25 条第 1 項の規定により総務大臣から支援機関に通知される令和 8 年 3 月末の算定対象回線数（電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）第

9 条の規定により各高速度データ伝送役務提供事業者が総務大臣に報告する令和 8 年 3 月末における回線数)。

- ② ①の額が当該高速度データ伝送役務提供事業者の算定対象収益の額に占める割合が 100 分の 3 (電気通信事業法施行令 (昭和 60 年 4 月 1 日政令第 75 条) 第 5 条の 2 第 2 項) を超える場合は、当該算定対象収益の額に 100 分の 3 を乗じて得た額とする (電気通信事業法第 110 条の 5 第 1 項、算定等規則第 24 条第 3 項)。

当該算定対象収益の額に 100 分の 3 を乗じて得た額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。

- (3) 高速度データ伝送役務提供事業者の算定対象収益の額の算定方法
算定等規則第 27 条で定められた算定方法によっている。

2 徴収方法

令和 8 年度の第二種負担金は、高速度データ伝送役務提供事業者ごとに上記 1 (2) により算定した額を年に 1 回徴収することとする (3 条許可申請書別紙中 2①のとおり)。

(1) 納付手段

- ① 第二種負担金の納付は、銀行振込により行うものとする。
② 第二種負担金の振込手数料の負担は、第二種負担金を納付する高速度データ伝送役務提供事業者が負うものとする。

(2) 第二種負担金額の通知

高速度データ伝送役務提供事業者 (納付すべき第二種負担金の額が 0 円の事業者を除く。) に対し、第二種負担金額を通知する。

① 通知の時期

算定等規則第 25 条第 1 項の規定に基づき総務大臣が高速度データ伝送役務提供事業者ごとに算出する第二種負担金の額の対象となる算定対象回線数 (令和 8 年 3 月末の回線数) を支援機関が受領してから 2 週間以内

② 通知する事項

- ア 各高速度データ伝送役務提供事業者の第二種負担金の額
イ 第二種負担金の納付期限
ウ 第二種負担金を納付する口座名義・口座番号

(3) 第二種負担金の納付期限

上記 (2) ①の通知の日から一月を経過した後の最初の営業日まで。

(4) 延滞金の納付

納付期限までに第二種負担金が納付されない場合は、納付期限の翌日から納付する日までの日数日につき1万分の4の割合を乗じた延滞金を請求するものとする（電気通信事業法第110条の5第2項の規定において読み替えて準用する同法第110条第5項。電気通信事業法施行令（昭和64年4月1日政令第75号第30条））。

(5) 第二種負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第二種負担金の徴収に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を各高速度データ伝送役務提供事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証を強化する（予め特定された者による認証操作を要するものとする。）。
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。

3 第二種支援業務に係る経理の状況

該当なし。

令和 7 年度の申請単価について

令和 7 年度の申請単価は、「第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則第 3 条の規定に基づく認可申請書」(T C A 支-B 0 0 5 (令和 7 年 10 月 20 日))(以下「3 条認可申請書」という。別添資料 1) 及び総務省告示第 316 号(令和 7 年 9 月 12 日)(以下「回線単価告示」という。)第 2 条及び附則第 2 項により次の式を用いて算定した。

第二種支援業務見込費用 (A)

(288, 983, 129 円)

= 2 円/回線

合計算定対象回線数 (B)

(1 円未満端数切り上げ)

(224, 674, 290 回線)

$$A = a_1 + a_2 = 288, 983, 129 \text{ 円}$$

a_1 : 令和 8 年度に交付することが見込まれる第二種交付金の総額

= 148, 582, 129 円

a_2 : 令和 8 年度の第二種交付金の交付及びこれに附帯する業務に要することが見込まれる費用の額 (支援業務費)

= 140, 401, 000 円

$$B = \text{回線単価告示第 2 条の合算算定対象回線数} = 224, 674, 290 \text{ 回線}$$

第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則規則(令和 7 年総務省令第 16 号)第 25 条第 2 項の規定により総務大臣が算定し、総務大臣通知書(総基第 129 号(令和 7 年 10 月 3 日))(別添資料 2)により支援機関あて通知された回線数。3 条許可申請書の別紙中 1㊟及び 2㊟により、同規則第 24 条第 1 項第二号及び同規則附則第 3 項にかかわらずこの回線数を合算算定対象回線数として用いる。

(参考) 総務省告示第 316 号(令和 7 年 9 月 12 日)(抄)

第 2 条 申請単価は、第二種支援業務見込費用(第二種負担認可の申請の日が属する事業年度の翌事業年度に交付することが見込まれる第二種交付金の総額並びにその交付及びこれに附帯する業務に要することが見込まれる費用の額を合計した額をいう。

下同じ。) から次項に定める前年度徴収過不足見込額を減じた額（同項において「徴収必要見込額」という。）を合計算定対象回線数（第二号算定等規則第二十四条第一項第二号（第二号算定等規則附則第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる値をいう。以下同じ。）で除して得た額に、一円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる方法により算定する。

（以下略）

- 2 前項に規定する前年度徴収過不足見込額は、同項の第二種負担認可の申請の日が属する事業年度の前事業年度における第二種負担認可の申請に係る申請単価に当該申請に係る合計算定対象回線数を乗じた額から当該申請に係る徴収必要見込額を減ずる方法により算定する。

附則

- 2 令和七年度に行う申請単価の算定に係る第二条第一項の規定の適用については、同項中「第二種支援業務見込費用（第二種負担認可の申請の日が属する事業年度の翌事業年度に交付することが見込まれる第二種交付金の総額並びにその交付及びこれに附帯する業務に要することが見込まれる費用の額を合計した額をいう。以下同じ。）から次項に定める前年度徴収過不足見込額を減じた額（同項において「徴収必要見込額」という。）」とあるのは、「第二種支援業務見込費用（第二種負担認可の申請の日が属する事業年度の翌事業年度に交付することが見込まれる第二種交付金の総額並びにその交付及びこれに附帯する業務に要することが見込まれる費用の額を合計した額をいう。以下同じ。)」とする。

支援業務に係る費用の算定方法及びその算定結果

1. 算定方法

支援機関の運営に必要な人員に係る人件費、複写経費・備品借料等に係る物件費及び第二号基礎的電気通信役務制度の周知に必要な新聞広告・パンフレット作成・コールセンター委託等の支援業務に係る費用から算出。

2. 算定結果

具体的な支援業務に係る費用額は、次のとおり。

区 分		金 額
(ア) 支援機関の 運営費用	(a) 人件費	48,247,000 円
	(b) 物件費等	15,012,000 円
	(c) 小計	63,259,000 円
(イ) 周知費用	(a) 新聞広告・パンフレット作成費等	64,404,000 円
	(b) コールセンター委託費	12,738,000 円
	(c) 小計	77,142,000 円
(ウ) 合計		140,401,000 円

区 分	金 額
(1) 当年度費用額	140,401,000 円
(2) 前期繰越収支差額	0 円
(3) 差額 [= (1) - (2)]	140,401,000 円

令和 8 年度負担事業者一覧

(別表)

令和 7 年10月現在 98社 (五十音順)

1	株式会社秋田ケーブルテレビ
2	アルテリア・ネットワークス株式会社
3	イーブロードコミュニケーションズ株式会社
4	イツ・コミュニケーションズ株式会社
5	射水ケーブルネットワーク株式会社
6	宇都宮ケーブルテレビ株式会社
7	株式会社 S T N e t
8	株式会社エヌ・シイ・ティ
9	株式会社 N T T ドコモ
10	N T T 西日本株式会社
11	N T T 東日本株式会社
12	N T T ビジネスソリューションズ株式会社
13	N T T メディアサプライ株式会社
14	株式会社エネコム
15	株式会社愛媛 C A T V
16	エルシーブイ株式会社
17	大分ケーブルテレコム株式会社
18	株式会社大垣ケーブルテレビ
19	O T N e t 株式会社
20	沖縄セルラー電話株式会社
21	株式会社オブテージ
22	金沢ケーブル株式会社
23	株式会社キャッチネットワーク
24	九州テレ・コミュニケーションズ株式会社
25	株式会社 Q T n e t
26	近鉄ケーブルネットワーク株式会社
27	株式会社倉敷ケーブルテレビ
28	グリーンシティケーブルテレビ株式会社
29	株式会社 K C N 京都
30	K D D I 株式会社
31	ケーブルテレビ株式会社
32	株式会社ケーブルテレビ品川
33	株式会社ケーブルテレビ富山
34	株式会社ケーブルネット下関
35	株式会社ケーブルネット鈴鹿
36	株式会社ケーブルメディアワイワイ
37	株式会社広域高速ネット二九六
38	株式会社コミュニティネットワークセンター
39	山陰ケーブルビジョン株式会社
40	シーシーエヌ株式会社
41	C C N e t 株式会社
42	株式会社シー・ティー・ワイ
43	株式会社 J W A Y
44	株式会社ジェイコム湘南・神奈川
45	株式会社ジェイコムウエスト
46	株式会社ジェイコム九州
47	株式会社ジェイコム埼玉・東日本
48	株式会社ジェイコム札幌

49	株式会社ジェイコム千葉
50	株式会社ジェイコム東京
51	J S A T M O B I L E C o m m u n i c a t i o n s 株式会社
52	株式会社 J T O W E R
53	上越ケーブルビジョン株式会社
54	湘南ケーブルネットワーク株式会社
55	シンガポールテレコム・ジャパン株式会社
56	スカパー J S A T 株式会社
57	スターキャット株式会社
58	S t a r l i n k J a p a n 合同会社
59	株式会社 Z T V
60	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
61	ソフトバンク株式会社
62	多摩ケーブルネットワーク株式会社
63	知多メディアスネットワーク株式会社
64	株式会社中海テレビ放送
65	中部テレコミュニケーション株式会社
66	株式会社ちゅピ C O M
67	土浦ケーブルテレビ株式会社
68	株式会社テレビ岸和田
69	株式会社テレビ松本ケーブルビジョン
70	東京ケーブルネットワーク株式会社
71	株式会社 T O K A I ケーブルネットワーク
72	株式会社トコちゃんねる静岡
73	豊橋ケーブルネットワーク株式会社
74	株式会社長崎ケーブルメディア
75	西尾張シーエーティーヴィ株式会社
76	株式会社日本ネットワークサービス
77	株式会社ニューメディア
78	パナソニックアビオニクスコーポレーション
79	B A N - B A N ネットワークス株式会社
80	B T V 株式会社
81	ひまわりネットワーク株式会社
82	姫路ケーブルテレビ株式会社
83	株式会社ファイバークート
84	株式会社ファミリーネット・ジャパン
85	福井ケーブルテレビ株式会社
86	富士通株式会社
87	株式会社ベイ・コミュニケーションズ
88	松阪ケーブルテレビ・ステーション株式会社
89	ミクスネットワーク株式会社
90	宮崎ケーブルテレビ株式会社
91	山口ケーブルビジョン株式会社
92	U Q コミュニケーションズ株式会社
93	Y O U テレビ株式会社
94	横浜ケーブルビジョン株式会社
95	楽天モバイル株式会社
96	株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス
97	株式会社ワイヤレスゲート
98	W i r e l e s s C i t y P l a n n i n g 株式会社

第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び
第二種負担金算定等規則第3条の規定に基づく許可申請書

T C A 支 - B 0 0 5

令和7年10月20日

総務大臣
村上 誠一郎 殿

郵便番号

101-0052

とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ

住所

東京都千代田区神田小川町一丁目10
興信ビル2F

いっばんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい

名称及び代表者の氏名

一般社団法人電気通信事業者協会

かいちょう しまだ あきら

会長 島田 明

別紙のとおり、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年総務省令第16号）第3条の規定に基づく許可を受けたいので申請します。

別紙

1 許可を受けたい事項

令和8年度においては、

- ① 第二種負担金の徴収は1回限りとするとともに、
- ② 高速度データ伝送役務提供事業者ごとに徴収すべき第二種負担金の額は令和8年3月末の当該事業者ごとの算定対象回線数により算定することとしたい。

このため、電気通信事業法（以下「法」という。）第110条の5第2項において準用する同法第110条第2項の規定に基づき基礎的電気通信役務支援機関（以下「支援機関」という。）が総務大臣の認可を受けるべき第二種負担金の額の算定に当たって、

- ❶ 第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（以下「算定等規則」という。）第24条（第二種負担金の額の算定方法）第1項の規定によらずに、同項の規定に基づき総務大臣が定める告示（令和7年総務省告示第316号。以下「回線単価告示」という。）第1条（用語）第一号に定める申請単価を令和8年3月末の高速度データ伝送役務提供事業者ごとの算定対象回線数に乗ずることにより令和8年度において徴収すべき当該データ伝送役務提供事業者ごとの第二種負担金の額の算定に用いるものとして算定すること（①及び②関連）
- ❷ 算定等規則附則第3項（第二種負担金の額の算定の特例）の規定によらずに、同令第24条（第二種負担金の額の算定方法）第1項第二号に掲げる値として第二種負担金の算定までに同令第25条第1項の規定により総務大臣から通知された1か月分の算定対象回線数を用いること（①関連）

について、算定等規則第3条の規定に基づく許可を受けたいので、よろしく取り計らい願います。

2 許可を受けたい特別の理由

- ① 令和8年度における第二種負担金の徴収を1回限りとすることについて

支援機関が総務大臣の認可を受けるべき第二種負担金の額は、算定等規則第24条第1項において、同項第一号の回線単価に、同項第二号の算定対象回線数（同令第25条第1項の規定により総務大臣が支援機関に通知する回線数）の合計数を乗じる方法により算定することと規定されている。

同項第一号の回線単価である申請単価は、回線単価告示第1条第一号において、毎月1回、年間12回の負担金の徴収を想定し、1月から12月までの月末の回線数をそれぞれ乗じること

により、それぞれの月末の回線数に応じた第二種負担金の月額算定に用いるもの、と定義されている（①関連）。

また、同項第二号の算定対象回線数の合計数も同様に、毎月 1 回、年間 12 回の負担金の徴収を想定し、同号において、第二種負担金の額の算定の直近の継続した 12 か月分の算定対象回線数の合計数であることが規定されており、また、本年度のように 12 か月分の通知がなされない場合については、同令附則第 3 項において、12 か月分に換算すべきことが規定されている（②関連）。

仮に、これらの規定によって令和 8 年度に徴収する第二種負担金の額を試算すれば、回線単価は 1 円となり、毎月 1 回、年間 12 回の負担金の徴収を想定し、合計で約 2,696 百万円となる（試算：回線単価 1 円×224,674,290 回線×12 月）。これは、令和 8 年度に交付する交付金の額（148,582,129 円）及び第二種支援業務に必要と見込まれる費用（140,401,000 円）の合計である約 289 百万円の約 9 倍の水準であり、すなわち、今後、交付金の額や支援業務に必要な費用の額が大きく変わらないと仮定すれば、今後 9 年近くにわたり、新たな負担金を徴収せず、令和 8 年度に徴収した負担金を原資とした交付金が交付される続けることを意味することとなる。

これまでの累次の情報通信審議会の答申（注）によれば、第二号基礎的電気通信役務に係る第二種交付金の制度は、第二号基礎的電気通信役務の提供が確保されることによりネットワークの価値が高まることで受益する者の全体で応分の負担をする受益者負担制度であるとされており、この観点からは、数年間にわたる受益に応じた負担をある特定の年度に受益する者からのみ徴収することは適当とはいえず、少なくとも、ある年度中に交付する交付金の原資となる負担金は同じ年度中に徴収することが適当である。

- （注）
- ・ 令和 5 年 2 月 7 日情報通信審議会電気通信事業政策部会答申
 - ・ 令和 6 年 3 月 28 日情報通信審議会電気通信事業政策部会答申

このため、令和 8 年度以降の複数年度において交付する交付金の原資を令和 8 年度中に徴収することとなることを回避するために、令和 8 年度における負担金の徴収を年間 1 回限りとするとし、そのために、回線単価告示第 1 条第一号の規定によらず、令和 8 年度中に徴収する第二種負担金の算定に係る 1 か月分の算定対象回線数を乗ずるものとして申請単価を算定するとともに、算定等規則附則第 3 項の規定によらず、第 24 条第 1 項第二号の算定対象回線数として令和 7 年 6 月末の 1 か月分の回線数を用いることには、特別の理由がある。

なお、この場合における回線当たりの第二種負担金の額は 2 円／年となることから、負担金の徴収を年間 2 回とし、1 回あたり 1 円／回線を徴収する（2 か月分の回線数を用いる）ことも考えられるが、上述の考え方に加え、約 100 者が存在する負担金の徴収対象者における回線数の取りまとめや負担金の支払いといったコストを鑑みれば、2 円／回線を年間 1 回に限り徴

収することがより適当である。

- ② 高速度データ伝送役務提供事業者ごとに徴収すべき第二種負担金の額を令和8年3月末の当該事業者ごとの算定対象回線数により算定することについて

支援機関が総務大臣の認可を受けるべき第二種負担金の額の算定に当たり用いる回線単価である申請単価は、上述のとおり、回線単価告示第1条第一号において、毎月1回、年間12回の負担金の徴収を想定し、1月から12月までの月末の回線数をそれぞれ乗じることにより、それぞれの月末の回線数に応じた第二種負担金の月額算定に用いるもの、と定義されている（①関連）。

令和8年度における第二種負担金の徴収を年間1回限りとすることについて特別の理由があることは上述の通りであるが、この場合において、当該1回に限り徴収する第二種負担金の額を何月末の対象回線数に基づき算定するかについては別途検討の必要がある。

制度の趣旨からすれば、第二種交付金の交付は年度末までに交付すれば足りると考えられるが、その一方で、第二種適格電気通信事業者の財務上の安定にとっては年度の早い時期に交付することが望ましく、このためには、当該交付金の原資となる第二種負担金の徴収も年度の早い時期に行うことが望ましい。

また、第二種負担金の徴収を年間1回限りとするのであれば、当該負担金の額を算定するための総務大臣に対する回線数の報告も年に1回限りとすることも想定される。この場合、高速度データ伝送役務提供事業者98社のうち86社の事業年度末が3月31日であり、通常、各事業者は、少なくとも事業年度末には、回線数や契約数といったそれぞれの事業の状況を取りまとめることを勘案すれば、その報告は、令和7年度末とすることが、各事業者に新たな費用を発生させない観点から望ましい。

これらを合わせ考えれば、令和8年度における第二種負担金の徴収を年間1回限りとすることについて特別の理由がある限りにおいては、当該1回を令和7年度末（令和8年3月末）の回線数に基づくものとするのが望ましく、そのために、回線単価告示第1条第一号の規定によらず、令和7年度末（令和8年3月末）の算定対象回線数を乗ずるものとして申請単価を算定することには特別の理由がある。

以上

(公印省略)

総基促第129号
令和7年10月3日

一般社団法人 電気通信事業者協会

会長 島田 明 殿

総務大臣 村上 誠一郎

通 知 書

電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）第9条（第2号に係る部分に限る。）の規定により報告を受けた令和7年6月末の回線数等から第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年総務省令第16号）第25条第2項の規定により算定対象回線数を算出したので、同条第1項の規定に基づき別添のとおり通知する。

電気通信事業者・算定対象回線数一覧(令和7年6月末時点)

別添

(法人番号順)

	事業者名(全角)	法人番号	合計
1	株式会社NTTドコモ	1010001067912	非開示
2	富士通株式会社	1020001071491	
3	株式会社ジェイコム湘南・神奈川	1021001041922	
4	株式会社トコちゃんねる静岡	1080001002664	
5	株式会社シー・ティー・ワイ	1190001015093	
6	株式会社大垣ケーブルテレビ	1200001013376	
7	株式会社ケーブルテレビ富山	1230001000850	
8	山口ケーブルビジョン株式会社	1250001000584	
9	株式会社中海テレビ放送	1270001003395	
10	BTV株式会社	1350001008353	
11	UQコミュニケーションズ株式会社	2010401075423	
12	株式会社ケーブルテレビ品川	2010701009493	
13	株式会社ワイヤレスゲート	2010701015153	
14	楽天モバイル株式会社	2010901041404	
15	株式会社広域高速ネット二九六	2040001047043	
16	宇都宮ケーブルテレビ株式会社	2060001000611	
17	ケーブルテレビ株式会社	2060001016517	
18	株式会社ジェイコムウエスト	2120001080845	
19	イーブロードコミュニケーションズ株式会社	2120001106410	
20	BAN-BANネットワークス株式会社	2140001045004	
21	姫路ケーブルテレビ株式会社	2140001060903	
22	NTTビジネスソリューションズ株式会社	2180001016265	
23	ひまわりネットワーク株式会社	2180301019091	
24	株式会社エネコム	2240001006697	
25	株式会社ちゅぴCOM	2240001010501	
26	株式会社倉敷ケーブルテレビ	2260001013097	
27	東京ケーブルネットワーク株式会社	3010001005192	
28	JSAT MOBILE Communications株式会社	3010401077583	
29	株式会社ジェイコム東京	3011601002926	
30	株式会社TOKAIケーブルネットワーク	3080101016348	
31	株式会社日本ネットワークサービス	3090001001622	
32	株式会社エヌ・シー・ティ	3110001022995	
33	株式会社KCN京都	3130001036671	
34	近鉄ケーブルネットワーク株式会社	3150001004809	
35	グリーンシティケーブルテレビ株式会社	3180001000342	

	事業者名(全角)	法人番号	合計
36	西尾張シーエーティーヴィ株式会社	3180001096579	非開示
37	株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス	4010001139808	
38	YOUテレビ株式会社	4020001030420	
39	株式会社JWAY	4050001023917	
40	CCNet株式会社	4180001050948	
41	松阪ケーブルテレビ・ステーション株式会社	4190001010554	
42	株式会社ケーブルネット下関	4250001005382	
43	山陰ケーブルビジョン株式会社	4280001000232	
44	株式会社ニューメディア	4390001010047	
45	株式会社JTOWER	5011001090314	
46	横浜ケーブルビジョン株式会社	5020001016303	
47	株式会社ジェイコム千葉	5040001029633	
48	ミクスネットワーク株式会社	5180301001617	
49	シーシーエヌ株式会社	5200001001872	
50	金沢ケーブル株式会社	5220001002035	
51	株式会社ジェイコム九州	5290001054994	
52	大分ケーブルテレコム株式会社	5320001000078	
53	沖縄セルラー電話株式会社	5360001000413	
54	株式会社愛媛CATV	5500001000737	
55	株式会社ファミリーネット・ジャパン	6011001048311	
56	湘南ケーブルネットワーク株式会社	6021001036637	
57	土浦ケーブルテレビ株式会社	6050001009484	
58	NTTメディアサプライ株式会社	6120001104419	
59	中部テレコミュニケーション株式会社	6180001038116	
60	スターキャット株式会社	6180001038974	
61	株式会社ケーブルネット鈴鹿	6190001004959	
62	九州テレ・コミュニケーションズ株式会社	6310001005382	
63	宮崎ケーブルテレビ株式会社	6350001001741	
64	株式会社ケーブルメディアワイワイ	6350001006872	
65	OTNet株式会社	6360001000486	
66	スカパーJSAT株式会社	7010401072259	
67	イツツ・コミュニケーションズ株式会社	7011001016597	
68	シンガポールテレコム・ジャパン株式会社	7013201010925	
69	上越ケーブルビジョン株式会社	7110001019055	
70	NTT西日本株式会社	7120001077523	
71	知多メディアネットワーク株式会社	7180001094389	
72	福井ケーブルテレビ株式会社	7210001003635	

	事業者名(全角)	法人番号	合計
73	株式会社QTnet	7290001006977	非開示
74	株式会社ファイバーゲート	7430001029022	
75	パナソニックアビオニクスコーポレーション	7700150026412	
76	Wireless City Planning株式会社	8010401088378	
77	アルテリア・ネットワークス株式会社	8010401123151	
78	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社	8010701005322	
79	NTT東日本株式会社	8011101028104	
80	株式会社ジェイコム埼玉・東日本	8030001000848	
81	エルシーバイ株式会社	8100001018222	
82	株式会社ベイ・コミュニケーションズ	8120001035166	
83	豊橋ケーブルネットワーク株式会社	8180301006547	
84	株式会社キャッチネットワーク	8180301013915	
85	株式会社ZTV	8190001000667	
86	射水ケーブルネットワーク株式会社	8230001012451	
87	株式会社ジェイコム札幌	8430001019773	
88	ソフトバンク株式会社	9010401052465	
89	Starlink Japan合同会社	9010403021575	
90	KDDI株式会社	9011101031552	
91	多摩ケーブルネットワーク株式会社	9013101000215	
92	株式会社テレビ松本ケーブルビジョン	9100001013643	
93	株式会社オプテージ	9120001062589	
94	株式会社テレビ岸和田	9120101037177	
95	株式会社コミュニティネットワークセンター	9180001066196	
96	株式会社長崎ケーブルメディア	9310001001296	
97	株式会社秋田ケーブルテレビ	9410001000214	
98	株式会社STNet	9470001001883	
	合計		224,674,290

第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び
第二種負担金算定等規則第3条の規定に基づく許可申請書

T C A 支 - B 0 0 5

令和7年10月20日

総務大臣
村上 誠一郎 殿

郵便番号

101-0052

とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ

住 所

東京都千代田区神田小川町一丁目10
興信ビル2F

いっばんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい

名称及び代表者の氏名 一般社団法人電気通信事業者協会

かいちょう しまだ あきら

会長 島田 明

別紙のとおり、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年総務省令第16号）第3条の規定に基づく許可を受けたいので申請します。

別紙

1 許可を受けたい事項

令和8年度においては、

- ① 第二種負担金の徴収は1回限りとするとともに、
- ② 高速度データ伝送役務提供事業者ごとに徴収すべき第二種負担金の額は令和8年3月末の当該事業者ごとの算定対象回線数により算定することとしたい。

このため、電気通信事業法（以下「法」という。）第110条の5第2項において準用する同法第110条第2項の規定に基づき基礎的電気通信役務支援機関（以下「支援機関」という。）が総務大臣の認可を受けるべき第二種負担金の額の算定に当たって、

- ❶ 第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（以下「算定等規則」という。）第24条（第二種負担金の額の算定方法）第1項の規定によらずに、同項の規定に基づき総務大臣が定める告示（令和7年総務省告示第316号。以下「回線単価告示」という。）第1条（用語）第一号に定める申請単価を令和8年3月末の高速度データ伝送役務提供事業者ごとの算定対象回線数に乗ずることにより令和8年度において徴収すべき当該データ伝送役務提供事業者ごとの第二種負担金の額の算定に用いるものとして算定すること（①及び②関連）
- ❷ 算定等規則附則第3項（第二種負担金の額の算定の特例）の規定によらずに、同令第24条（第二種負担金の額の算定方法）第1項第二号に掲げる値として第二種負担金の算定までに同令第25条第1項の規定により総務大臣から通知された1か月分の算定対象回線数を用いること（①関連）

について、算定等規則第3条の規定に基づく許可を受けたいので、よろしく取り計らい願います。

2 許可を受けたい特別の理由

- ① 令和8年度における第二種負担金の徴収を1回限りとすることについて

支援機関が総務大臣の認可を受けるべき第二種負担金の額は、算定等規則第24条第1項において、同項第一号の回線単価に、同項第二号の算定対象回線数（同令第25条第1項の規定により総務大臣が支援機関に通知する回線数）の合計数を乗じる方法により算定することと規定されている。

同項第一号の回線単価である申請単価は、回線単価告示第1条第一号において、毎月1回、年間12回の負担金の徴収を想定し、1月から12月までの月末の回線数をそれぞれ乗じること

により、それぞれの月末の回線数に応じた第二種負担金の月額算定に用いるもの、と定義されている（①関連）。

また、同項第二号の算定対象回線数の合計数も同様に、毎月 1 回、年間 12 回の負担金の徴収を想定し、同号において、第二種負担金の額の算定の直近の継続した 12 か月分の算定対象回線数の合計数であることが規定されており、また、本年度のように 12 か月分の通知がなされない場合については、同令附則第 3 項において、12 か月分に換算すべきことが規定されている（②関連）。

仮に、これらの規定によって令和 8 年度に徴収する第二種負担金の額を試算すれば、回線単価は 1 円となり、毎月 1 回、年間 12 回の負担金の徴収を想定し、合計で約 2,696 百万円となる（試算：回線単価 1 円×224,674,290 回線×12 月）。これは、令和 8 年度に交付する交付金の額（148,582,129 円）及び第二種支援業務に必要なと見込まれる費用（140,401,000 円）の合計である約 289 百万円の約 9 倍の水準であり、すなわち、今後、交付金の額や支援業務に必要な費用の額が大きく変わらないと仮定すれば、今後 9 年近くにわたり、新たな負担金を徴収せず、令和 8 年度に徴収した負担金を原資とした交付金が交付される続けることを意味することとなる。

これまでの累次の情報通信審議会の答申（注）によれば、第二号基礎的電気通信役務に係る第二種交付金の制度は、第二号基礎的電気通信役務の提供が確保されることによりネットワークの価値が高まることで受益する者の全体で応分の負担をする受益者負担制度であるとされており、この観点からは、数年間にわたる受益に応じた負担をある特定の年度に受益する者からのみ徴収することは適当とはいえず、少なくとも、ある年度中に交付する交付金の原資となる負担金は同じ年度中に徴収することが適当である。

- （注）
- ・ 令和 5 年 2 月 7 日情報通信審議会電気通信事業政策部会答申
 - ・ 令和 6 年 3 月 28 日情報通信審議会電気通信事業政策部会答申

このため、令和 8 年度以降の複数年度において交付する交付金の原資を令和 8 年度中に徴収することとなることを回避するために、令和 8 年度における負担金の徴収を年間 1 回限りとすることとし、そのために、回線単価告示第 1 条第一号の規定によらず、令和 8 年度中に徴収する第二種負担金の算定に係る 1 か月分の算定対象回線数を乗ずるものとして申請単価を算定するとともに、算定等規則附則第 3 項の規定によらず、第 24 条第 1 項第二号の算定対象回線数として令和 7 年 6 月末の 1 か月分の回線数を用いることには、特別の理由がある。

なお、この場合における回線当たりの第二種負担金の額は 2 円／年となることから、負担金の徴収を年間 2 回とし、1 回あたり 1 円／回線を徴収する（2 か月分の回線数を用いる）ことも考えられるが、上述の考え方に加え、約 100 者が存在する負担金の徴収対象者における回線数の取りまとめや負担金の支払いといったコストを鑑みれば、2 円／回線を年間 1 回に限り徴

収することがより適当である。

- ② 高速度データ伝送役務提供事業者ごとに徴収すべき第二種負担金の額を令和８年３月末の当該事業者ごとの算定対象回線数により算定することについて

支援機関が総務大臣の認可を受けるべき第二種負担金の額の算定に当たり用いる回線単価である申請単価は、上述のとおり、回線単価告示第１条第一号において、毎月１回、年間１２回の負担金の徴収を想定し、１月から１２月までの月末の回線数をそれぞれ乗じることにより、それぞれの月末の回線数に応じた第二種負担金の月額算定に用いるもの、と定義されている（①関連）。

令和８年度における第二種負担金の徴収を年間１回限りとすることについて特別の理由があることは上述の通りであるが、この場合において、当該１回に限り徴収する第二種負担金の額を何月末の対象回線数に基づき算定するかについては別途検討の必要がある。

制度の趣旨からすれば、第二種交付金の交付は年度末までに交付すれば足りると考えられるが、その一方で、第二種適格電気通信事業者の財務上の安定にとっては年度の早い時期に交付することが望ましく、このためには、当該交付金の原資となる第二種負担金の徴収も年度の早い時期に行うことが望ましい。

また、第二種負担金の徴収を年間１回限りとするのであれば、当該負担金の額を算定するための総務大臣に対する回線数の報告も年に１回限りとすることも想定される。この場合、高速度データ伝送役務提供事業者９８社のうち８６社の事業年度末が３月３１日であり、通常、各事業者は、少なくとも事業年度末には、回線数や契約数といったそれぞれの事業の状況を取りまとめることを勘案すれば、その報告は、令和７年度末とすることが、各事業者に新たな費用を発生させない観点から望ましい。

これらを合わせ考えれば、令和８年度における第二種負担金の徴収を年間１回限りとすることについて特別の理由がある限りにおいては、当該１回を令和７年度末（令和８年３月末）の回線数に基づくものとするのが望ましく、そのために、回線単価告示第１条第一号の規定によらず、令和７年度末（令和８年３月末）の算定対象回線数を乗ずるものとして申請単価を算定することには特別の理由がある。

以上